

令和5年度 学校いじめ防止対策基本方針

ひたち野うしく小学校

本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）第13条の規定に基づき、「茨城県いじめ防止基本方針」及び「牛久市いじめ防止基本方針」を参酌し、ひたち野うしく小学校の全児童一人一人が安心して学校生活を送れるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

1 いじめに対する基本理念等について

(1) いじめの定義

本方針では、法第2条第1項の規定を踏まえ、以下の通りいじめを定義している。

【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

※ この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的には、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間外れ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる

- 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省平成 29 年 3 月最終改定

(2) 基本理念

〔基本理念〕

いじめは，いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全なる成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって，本校では，すべての児童がいじめを行わず，及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながら，これを放置することがないように，いじめが心身に及ぼす影響，その他いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨とし，いじめの防止等のための対策を行っていく。

(3) 学校職員の責務と基本姿勢

〔本校職員の責務〕

「いじめはどの子どもにも，どの学校にも，どの学級にでも起こりうるものである」という危機意識のもと，いじめが行われず，すべての児童生徒が安心して，学習その他の活動に取り組むことができるように，保護者またはその他の関係者との連携を図りながら，学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は，適切かつ迅速にこれに対処し，さらにその再発防止に努める。

いじめ防止の基本姿勢として，以下の 7 点を挙げる。

- ① いじめは絶対に許さない，見過ごさない体制に努める。
- ② 児童一人一人の居場所づくりに努め，お互いを認め合える教育活動として「協働的な学び」を推進する。
- ③ いじめの早期発見に向け，アンケート調査や日々の観察，個別面談等様々な手段で対策を図る。
- ④ いじめの早期対応・早期解決のため，当該児童の人権を配慮しつつ，学校職員と外部専門機関（きぼうの広場等）の協力体制のもと解消にあたる。その協力体制を「いじめ対策委員会」とし，常時連絡が取り合えるよう確立する。
- ⑤ 学校からの情報発信や啓発活動を行い，家庭との連携を図りながら，事前事後指導にあたる。
- ⑥ いじめを傍観させないことを指導する。いじめの傍観もいじめ行為と同様に許される行為ではないことを児童に指導していく。

- ⑦ いじめが止んだ後も当該児童の様子を注視していく。一度起きたいじめは、いつ、どのような場面で、再発するか分からない。止んだと安心するのではなく、引き続き（少なくとも3ヶ月程度）注視していく。

(4) 保護者の責務等について

法第9条には、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」とある。基本理念にあるように、児童が安心して学校生活を送れるように連携する必要がある。

2 学校におけるいじめ防止等の対策について

(1) いじめ撲滅に向けた目標

- ① 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやることができるように、学校全体で共通理解をもって取り組む。
- ② 学力においても、児童に基礎・基本の定着を図りながら、達成感や充実感を味わわせる教師としての資質向上に努める。(児童理解力・授業力・指導力など)
- ③ 道徳教育において、命の大切さや友情・人間関係についての指導を充実させる。「特別の教科 道徳」の時間では、「主として、他の人との関わりに関すること」の学習を通して、『いじめは許されない行為』『いじめは卑怯な行為』であることを十分に理解させる。

(2) いじめ未然防止に向けた取組

① いじめ問題に取り組む校内組織体制

ア 生徒指導部会（すこやか委員会）

定期的に月1回実施する。(臨時に実施することもある。)各学年生徒指導部員1名・特別支援教育担当者・生徒指導主事・養護教諭・管理職にて行う。学校生活アンケートの結果を分析し対策を図ったり、配慮を要する児童についての情報交換や共通理解と支援策、徹底事項等の協議を行ったりして、解決を図っていく。

イ いじめ対策委員会(法第22条 学校におけるいじめ防止等の対策組織)

○ 構成員：校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、その他校長が必要と認める者(専門的な知見を有する者を含む)

- 役割：
・いじめの未然防止や早期発見に関すること
・いじめ問題の確認とその対応に関すること
・いじめ問題の具体的対応策を検討すること
・いじめの相談窓口として相談を受けること
・いじめに関する教職員研修の企画、立案に関すること

- ・児童向けのいじめに関する学習や情報モラル教育に関すること
- ・その他、校長が必要と認める事項

ウ 教職員の生徒指導研修の実施

様々な事案や児童の悩みに対応できるための、チーム支援の在り方やカウンセリングマインド技法の向上を図る研修を実施する。

児童が自ら判断し、適切な活用ができるように情報モラルに関する研修を実施する。

② 安心して過ごせる学校づくり・学級づくり

ア 規範意識の向上に向けて

児童のなかよしきずな委員会を中心に、いじめ撲滅に向けた活動を推進する。

イ 「協働的な学び」の授業による、安心できる学級づくり

「生徒指導は授業から」という共通理解のもと、「協働的な学び」を通して、信頼し合う人間関係の構築、自己有用感の育成を図り、互いに高め合う支持的学級集団を目指す。

ウ 帰りの会の活用

帰りの会で「今日1日の中で自分が感謝していること・友達の姿で良かったこと」などの、周りの人への思いやりや感謝したこと等を発表し合う。学級の中で「よさ」を認め合うことを通して、心を豊かにし、お互いに思いやることのできる児童を目指し、自己有用感の育成を図る。

③ 道徳教育・人権教育の充実

道徳科の時間でいじめ防止や人権に関する価値に迫る授業を計画的に実践する。また、「なかよしきずな集会」による全校でいじめ防止に向けた取組を実施するなど教育活動全体を通して心の耕しを図る。

④ 自然体験活動の実施

各学年ごと、みずべ公園での自然観察や学校内での花や実の生育などの活動を通して、自然の中で育まれた命の大切さを実感させながら豊かな心を育む。その他の生活科や総合的な学習の時間も通して、地域の人と関わり合ったり、地域のよさを学んだりしながら、地域に根ざした豊かな人間性を育む。

⑥ 多様な関わり合いを通じた交流活動の実施

縦割り班活動での異学年集団の交流活動を月1回程度実施し、関わり合いからコミュニケーション能力を高め、その中から、年下の者を援助したり、年上の者の役に立つよう努力したりすることを通し、自己有用感を育む。

また、学級内の係活動や当番活動など、自分の役割を果たすことが学級にどれだけ有意義かを説き、また、それを称賛することを通して自己有用感を育む。

⑦ ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターの実施

各学級単位で実施し、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、コミュニケーション能力を育む。

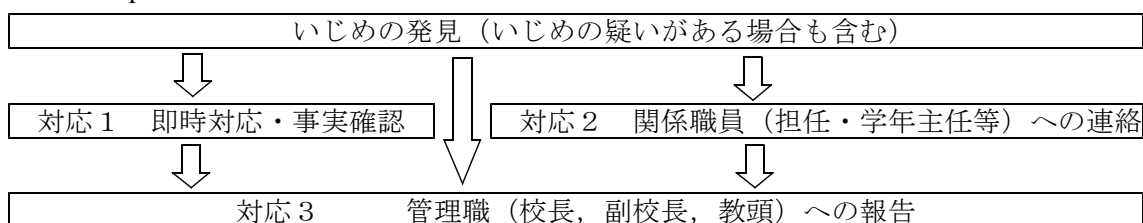
3 いじめの早期発見・早期解消に向けての取組

(1) いじめの早期発見に向けて

- ① すべての教員が「いじめはどここの学校でも、どここの学級でも、起こりうる。」という認識のもと、日常的な観察を丁寧に行う。「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用する。
- ② 師弟同行の心構えで、常に児童とともに活動することから、児童の些細な変化にも気付けるように努める。
- ③ 変化が見られる、おかしいと感じた児童がいる場合には、即時学年間・学年主任に連絡をする。その後、生徒指導主事・管理職への連絡を行い、事案を常に共有しながら該当児童を見守る。
- ④ いじめの兆候が見られた場合には、該当児童に積極的に担任が働きかける。児童に安心感を持たせた上で、いじめの有無を確かめ、状況を把握する。
- ⑤ 学校生活アンケートを毎月実施し、児童の悩みや人間関係の把握から、いじめ防止や早期発見に努める。(法第16条第1項)

(2) いじめの早期解消に向けて

Step 1 いじめを察知したら直ちに管理職へ報告（相談）する



Step 2 校長は速やかにいじめ対策委員会を開催、情報の共有、組織的対応

いじめ対策委員会	
ア	情報の収集、整理 ・いじめの態様、被害児童、加害児童、傍観したり、周囲にいたりした児童の情報
イ	対応方針 ・緊急性の確認（自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度を確認） ・事案の検討、解消に向けた具体的な計画を立案 ・事情聴取や対応の際に留意すべき事を確認
ウ	役割分担 ・被害児童、加害児童からの聴き取り調査と指導・支援担当 ・傍観したり周囲にいたりした児童からの聴き取り調査と指導・支援担当 ・保護者への対応担当
エ	深刻ないじめ問題及びいじめによる重大事態が発生したときの対応 ・市教育委員会への報告 ・関係機関（きぼうの広場、警察署生活安全課、土浦児童相談所など）との連携

- Step 3 職員会議等で全教職員への情報の共有，対応方針の共通理解，組織的対応
- ・学校内だけでなく，各専門機関や専門家との協力体制のもと解決にあたる。
（スクールカウンセラー・臨床心理士・きぼうの広場等の専門知識を有する者を含む。）
 - ・いじめられて傷心している児童の心のケアを第一に配慮して，スクール・カウンセラーや養護教諭と連携を図りながら対応していく。

- Step 4 いじめが止んだ後も経過観察・定期的な確認
- ・被害児童，加害児童の人間関係を継続して（少なくとも3ヶ月程度）観察を続ける。
 - ・必要に応じてスクールカウンセラーを活用した当該児童への配慮や支援を行う。
 - ・いじめ対策委員会の中で当該児童の情報共有を継続する。

(3) ネット上のいじめへの対応

- ① 不適切な書き込みや投稿などについては，拡散を防ぐために，直ちに削除のための措置をとる。
- ② 児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には，直ちに警察署に通報し，適切な支援を求める。
- ③ 児童が悩みなどを抱え込むことのないよう，法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談等，関係機関の取組を周知する。
- ④ 情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

(4) いじめが「解消している」状態について

いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。また，「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，当該児童については，日常的に見守りを継続していく。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続していること。② 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
被害児童本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などで確認する。 「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定 |
|--|

(5) 家庭や専門機関との連携

- ① 学校だよりや学級だより等で，ネットいじめの対応やいじめ防止について，呼びかける。早期発見に向けて注意すべきことや携帯電話・スマートフォン等利用に関する留意点等も含めながら，情報を発信するとともに，親子で学習する機会を設ける等の施策を講じながら，いじめ撲滅に取り組む。

- ② いじめが起きた場合は、家庭との連携をより密にし、今後の学校としての取り組みについて説明する。保護者の気持ちを十分に配慮しながら、常に状況把握を怠らず、解決に向けて方向性を示しながら取り組む。
- ③ 該当児童が学校や家庭ではなかなか話すことができないような状況の場合は、「いじめ・体罰解消サポートセンター」等の相談窓口の利用も検討する。

4 いじめの重大事態への対応

(1) いじめの重大事態の定義

〔いじめの重大事態の定義〕

- ① 『いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項(1))』

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合など

- ② 『いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項(2))』

「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※ 「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

(2) 重大事態への対処

① 重大事態への判断

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たること。

※被害児童や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

「いじめの重大事態対応マニュアル」平成31年1月 茨城県教育委員会

(3) 重大事態への対処

① 学校で重大事態が発生した場合の報告

いじめ対策委員会において重大事態であると判断した場合、又は重大事態に発展しそうな場合のほか、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、速やかに牛久市教育委員会へ報告する。

② いじめ重大事態が発生した場合の対応

ア 牛久市教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。

イ 対処組織が中心となり、事実関係の調査を実施する。

ウ 調査結果報告についての方針に沿って、事実関係その他必要な情報を児童、保護者に対して適切に提供する。

エ 事実関係を整理（調査組織からの指摘を含む）し、対応策を検討し対応していく。

オ 必要に応じて関係機関との連携を図る。（きぼうの広場、警察、児童相談所など）

5 「学校いじめ防止基本方針」の公表，点検，評価

(1) 基本方針の公表について

策定した学校いじめ防止基本方針は、ホームページにて公表する。

(2) 自己点検について

- ・7月，12月に児童，保護者，所属職員が行う学校評価に係るアンケート調査に点検項目を設けて実施する。
- ・いじめ対策委員会において，本方針について随時確認を行う。

(3) 評価について

自己点検の結果を踏まえて評価し，学校運営協議会に報告を行い課題の改善を図る。

【改訂】 令和4年7月改訂